

公益社団法人としての新たな出発 ——新時代に向けての組織改編とアクションプラン——

伊 東 祐 郎

要 旨

本稿は、新生日本語教育学会が誕生するまでの取り組みと今後の活動内容についてまとめたものである。日本語教育学会は2013年4月1日に公益社団法人に移行した。その後4年かけて、学会の理念を問い直し、学会の事業・組織・財政のあり方について精力的な議論を重ねてきた。学会員の拠り所であり続けるとともに、日本の社会づくり、また日本と海外諸国・地域との関係づくりにおいて、社会的役割を果たす学会の基盤構築をめざしてきた。4年間の集大成としての「理念体系－使命・学会像・全体目標・2015-2019年度事業計画－」は、学会の進むべき方向性を明確にした上で、組織・財政の基盤を整備するとともに、事業の再編成を行い、中期的展望をもって事業計画を策定したものである。事業主体となる各委員会がそれぞれの目的を達成し、その役割を担えるよう、また横断的視野をもって、関連する委員会間で積極的に連携し、効率的に相乗効果が上げられるよう有機的に機能する組織として今後の活動が期待される。

なお、本稿は『公益社団法人日本語教育学会の理念体系』（2017年3月発行版）の第1章～第3章に加筆したものであることをお断りしておく。

【キーワード】 公益社団法人 理念体系 使命 学会像 事業

1. はじめに：理念体系の構築とその背景

本学会は、日本語教育に関係している教師や研究者の団体として、1962年6月に「外国人のための日本語教育学会」という名称で発足し、1977年3月に外務省、文部省(当時)共管の社団法人となった。36年後の2013年4月1日に公益社団法人に認定され新体制として生まれ変わった。

公益社団法人とは、2008年12月1日に施行された「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて設立される法人のことである。21世紀の多様な社会のニーズに対応するためには、民間の非営利活動を促進することが喫緊の課題であるとして、110年ぶりに公益法人制度の抜本的改革が施行されたのである。本学会としては、このような状況の中、一般社団法人となるか、公益社団法人となるかの選択を迫られることになった。

1-1 なぜ公益社団法人を選んだのか

公益認定を受けることの主なメリットは二つある。一つ目は、税制上の支援措置を受けることができることである。中でも注目されるのは寄附税制である。公益法人への寄附金に対する税控除が認められることで、寄附をする側にとって有利になり寄附金を獲得しやすくなるのである。

二つ目は、社会的信用が得られることである。公益法人の名称を使用することで、行政庁により認定されていることを広く社会に示すことが可能となり、そうした社会的信頼を受けることで、一般市民の協力や寄附金、企業や公共機関からの支援・協力を得やすくなる。また国・地方自治体が計画する社会づくりのための事業の連携相手として選ばれやすくなり協働事業を行うことも期待できる。

しかし、そうした税制上の支援や社会的信用を受けられるがゆえに、それに相応しい法人として遵守すべき様々な事項が発生する。主務官庁の監督はなくなる一方で、新たに行政庁（本学会の場合は内閣府）のチェックを定期的に受けなければならず、事務手続き上の負担が増えるのである。万一、公益認定を取り消された場合には、財産を他に贈与することが定められており、事実上の解散を余儀なくされる措置が講じられる、厳しい内部統治（ガバナンス）が問われることは避けられない。このように、申請が比較的容易な一般社団法人となるか、認定申請のために内閣府に膨大な書類を提出して公益社団法人となるかの選択が学会員に迫られたのである。

会員相互の共益的な側面と社会貢献という公益的な側面をもって発足した本学会は、「公益目的事業」を行うことを主な目的とする法人として、再出発する道を選択することになった。その理由には、今後積極的に寄附金を獲得することが必要であるとの判断があった。しかし、それ以上に、日本語教育を官だけに任せておくのではなく、民である学会の立場から日本語教育の重要性をアピールし、学会として日本の社会づくり、あるいは日本と海外との関係づくりにおける社会的役割を果たしていこうとする自負と気概をもった選択であったことは記しておきたい。専門的な能力と高い志をもった新たな公共の有力な担い手として、社会貢献する道を拓くことが公益社団法人を選んだ最大の理由だったのである。

1-2 何をめざしたか

公益社団法人日本語教育学会となることの意義や公益目的事業の意味については、もとより公益認定の申請をする以前から理事会を中心に議論がなされていた。このような前提があって申請に至ったわけであるが、2013年4月に公益社団法人となり、改めて本学会の理念や将来像、長期的視野に立って今後なすべきことについて学会全体で本格的な議論をする必要があった。その準備として財政検討委員会、社会貢献検討委員会、日本語教育法制化推進委員会の3つの特別委員会を設置したのである。以下、3つの特別委員会の提言の概要を確認しておきたい。詳細については後述する。

各委員会では、約一年かけて学会の事業・組織・財政のあり方について過去の資料や現況を基に議論し検討を行った結果、2014年3月にそれぞれ答申・建議を会長に提出した。

3つの特別委員会からの報告をうけて、本学会では、2014年度の重点項目として、公益社団法人の活動の基盤整備のために次の課題に取り組むことにした。

1) 公益社団法人日本語教育学会の理念体系を構築すること：公益社団法人としての学会の使命（理念と社会的役割・責任・存在意義）・学会像・全体目標を改めて掲げ、それを達成するための事業・組織・財政全体の方針、具体的な計画を策定すること、2) 本学会の理念体系の構築にあたっては、3つの特別委員会の答申・報告書を踏まえて、事業・組織・財政全体を縦断・横断の視点で包括的に見直すとともに、事業の再編成を行い、中長期的視点に立った事業計画を策定し、本学会及び日本語教育全体の振興と発展につなげることであった。

一方、理念体系を構築することの意義は、以下のとおりである。

1) 日本語教育に関する研究や教育の社会的意義や学会の進むべき方向性を学会全体で共有することができる、2) 今後の学会活動の拠り所ができる、3) 事業全体が体系を成し、統一感が醸成される、4) 各事業の位置づけや各事業間の関連性が明確になる、5) 本学会の活動についてわかりやすく表現し、広く社会に発信することは、日本語教育に対する社会的認知や理解を高めることにつながり、広報や寄附金獲得などの側面からも重要である、の5項目である。

1-3 何を土台としたか

本学会の理念体系を策定するにあたって土台としたものは、次の4つの事項である。

- 1) 公益法人として遵守すべき事項
- 2) 本学会の定款
- 3) 特別委員会の答申・報告書
- 4) アンケート調査の結果

以下、それぞれについて詳述する。

1-3-1 公益法人として遵守すべき事項

公益法人が遵守すべき事項とは、内閣府より公益法人として認定を受ける際の認定基準となるもので、以下の4つの事項をさす。

- 1) 事業の公益性
- 2) 事業の非営利性
- 3) 組織の適正性
- 4) 財務・事務処理の適正性・透明性

中でも事業の公益性は、本学会が公益目的事業を行うことを法人の主たる目的（公益目的事業比率が全体の50%以上であること）としていることが問われるもので、事業を考える際の重要な要件となる。公益目的事業とは、公益認定法第二条第四号別表に掲げられた23種類の事業の何れかであって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業のことである。その他、公益法人の社会的信用を害する恐れのある事業や、公益目的事業の支障となる収益事業を行わないことが定められている。

公益法人の認定を受けるには、当該の団体がこの23種類の事業のうちどれに取り組むかを選択する必要があるが、本学会は、23種類の内、次の二つの公益目的事業を選択して認定を受けたのである。

本学会が主として行う公益目的事業

一、 学術及び科学技術の振興を目的とする事業

十五、 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業

さらに、公益目的事業のチェックポイントとして、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業を行うことを主たる目的として位置づけるとともに、その目的を実現するために、事業の内容や手段が適切なものになっているかどうか審査される。事業内容や手段の合目的性は、各事業によってチェックポイントが変わるが、主に以下の点が審査される。

<公益目的事業のチェックポイント>

- 1) 事業への参加の機会が一般に開かれていること（受益の機会の公開性）
- 2) 事業の質を確保するための方策があること
- 3) 審査・選考の公正性が確保されていること
- 4) 設定した事業目的が達成され、公開されていること

本学会の理念体系を策定し、事業全体を見直す際に、不特定かつ多数の者の利益に寄与する事業を主とすること、また事業の「公開性」「公正性」を問うことは重要な観点となった。

なお、公益法人としての審査基準を満たせなくなった場合は、財産残額を類似の事業を目的とする他の法人または国・地方自治体に贈与することが定められており、事実上の解散を余儀なくされる。法人を存続させるためには、公益法人の認定基準を満たし続ける厳しい自己管理をしなければならないのである。

1-3-2 本学会の定款

本学会が行う具体的事業は、本学会の法的根拠である定款の「目的」の条項に、以下のとおり定めている。理念体系を考える上でこの「目的及び事業」を前提とした。

<公益社団法人日本語教育学会定款>

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本語を第一言語としない者に対する日本語教育の研究促進と振興を図り、もって我が国の教育・学術の発展並びに我が国と諸外国との相互理解及び学術の交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本語教育に関する研究会、研修会、講演会等の開催
- (2) 日本語教育に関する雑誌、資料集、学習参考書等の編集及び刊行
- (3) 日本語教育に関する調査・研究
- (4) 日本語教育に関する資料・情報等の収集、整理及び提供
- (5) 日本語能力及び日本語教育能力に関する試験についての分析・研究
- (6) 国内外の諸団体との日本語教育活動に関する連絡及び協力、並びにこれら諸団体との連携による国際会議の開催
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

1-3-3 特別委員会の答申・報告書

2013 年度に設置された 3 つの特別委員会による答申・報告書は、2014 年 5 月に本学会ウェブサイトで、以下のとおり公開している。詳細についてはこちらを参照されたい。

- 1) 財政検討委員会：<http://www.nkg.or.jp/oshirase/2014/zaiseihoukoku.pdf>
 - 2) 社会貢献検討委員会：<http://www.nkg.or.jp/oshirase/2014/shakaikoukenhoukoku.pdf>
 - 3) 日本語教育法制化推進委員会：<http://www.nkg.or.jp/oshirase/2014/houseikahoukoku.pdf>
- 以下、各委員会の答申・報告書の概要を紹介する。

1) 財政検討委員会

■所掌業務：

これまでの累次の学会財政検討委員会による財政改善方策を踏まえて、公益社団法人への移行、国際的連携活動の進行、学会員数の漸減傾向等、最近の学会内外の情勢変化に対応した財政基盤の安定・強化策を検討し、答申をとりまとめた。

■提案：財政の現状と課題からの提言

- ①公益法人としての理念と社会的ビジョンを策定する。
- ②公益法人としての事業理念や目的の達成をめざして、事業全体を縦断的・横断的視点で再編成する。
 - *各事業の棲み分け・協働及び事業の再編成
 - *共通課題に対する事業間の連携・協働
- ③公益法人ならではの事業を新規に実施する。
 - *寄附金の獲得
 - *社会貢献度の高い特定課題研究を学会として推進
- ④事業の全体像を踏まえて、各事業の収支を見直す。
 - *事業規模を縮小して収支バランスをとる消極的対処療法からの転換
 - *各事業の目的を明確にし、収支バランスを再考
 - *学会員の会費及び各事業の受益者負担金額を再考
- ⑤事業の全体像を踏まえて、各事業の課題を解決する方策を検討する。
 - *事業の公益性の審査基準から各事業の課題を整理し解決策を検討
 - *各事業対象者別の対応策を検討
 - *非会員も視野に入れた開かれた事業への転換
- ⑥会長を中心とする会議体を組織し、本提言の中長期的実施計画を作成する。

2) 社会貢献検討委員会

■所掌業務：

公益目的事業の基準に則り、かつ、学会の財政状況を考慮しつつ、学会の事業において効果的な社会貢献をなし得る活動の分野、方法等について包括的な検討を行った。

■提案：社会貢献活動に対する 19 の提案

- ①大会を活用した研修等の実施
- ②学会誌の改善と電子化
- ③学会としての調査研究の推進

- ④専門的知見を活かした他団体との協働推進
 - ⑤他専門領域・他分野との連携の推進
 - ⑥人材育成を通じた会員間の対話促進
 - ⑦IT技術の活用による国内外の広域連携強化
 - ⑧専門的観点からの提言や意見広告の発信
 - ⑨資格・試験の認定事業の見直し
 - ⑩新顕彰制度「社会貢献活動賞」の創設
 - ⑪会員以外や若年層向けの研修・イベント実施
 - ⑫ウェブサイトの刷新と運営体制強化
 - ⑬学会メールマガジンの有効活用
 - ⑭学会刊行物の発行
 - ⑮学会活動の外部理解を深めるパンフレット作成
 - ⑯プレスリリースの実施
 - ⑰中期の活動目標設定
 - ⑱事業報告の重視
 - ⑲社会貢献活動に関する外部評価の導入
- 3) 日本語教育法制化推進委員会

■所掌：

- ①日本語教育を振興する法案・条例案の骨子を作成すること
- ②日本語教育の法制化について、関係機関団体等に働きかけを行うこと
- ③日本語教育の法制化について、日本語教育関係者の協力を求める活動を企画・実施すること
- ④日本語教育の法制化について、広く世論を喚起する活動を企画すること

■提案：法律・条例に盛り込むべき項目

国会において日本語教育振興法や関連法を整備し、自治体において日本語教育に関わる条例を整備する。その法律や条例に盛り込むべき内容は以下の10項目である。

- ①国内外の日本語教育全般を振興する基本方針の策定
- ②日本語教育政策全般に関わるシンクタンク機能を持つ「組織」の設置
- ③在住外国人の言語学習権の保障
- ④地域における日本語教育の公的保障
- ⑤公教育における外国人児童・生徒に対する日本語教育の保障
- ⑥留学生に対する日本語教育の一層の充実
- ⑦日本語教員の社会的地位の確立
- ⑧自治体を実施する日本語教育体制の整備を国が情報・財政の面から支援
- ⑨公的役割を担う日本語教育の実施機関への財政支援
- ⑩海外における日本語教育環境及び日本語学習環境の一層の充実

1-3-4 アンケート調査の結果

理念体系プロジェクトチームは、体系の核となる、学会の使命（ミッション）、学会像（ビジョン）、全体目標（ゴール）を審議するにあたり、2014年7月、下述のとおり、まず代

議員、役員他を対象に、将来構想にかかわる情報を収集するためにアンケート調査を実施した。

アンケートの集計結果は、8月に行われたプロジェクトチームの合宿討議の貴重な資料となった。学会の使命や学会像については、多種多様な案が寄せられたが、それらを分類しながら案を練っていった。また「使命や学会像を実現させるためには、どのような中長期の全体目標（ゴール）を設定したらいいか」という質問に対して延べ157件の回答が寄せられた。

その中で最も多かったのは、研究に関するものであった（日本語教育研究の質的向上、研究成果の公開、共同研究・調査・実践研究の促進、研究者の育成等）。2番目に多かったのが、アドボカシー（日本語教育が関わる社会的課題についての社会的働きかけ）で、社会啓発活動や関係方面へのアピール、政策提言の実施であった。2015年度より新たに社会啓発事業が新設されたのも、このアンケート結果を踏まえてのことだった。そして、3番目が、他学会や他分野・隣接領域との連携・協働、ネットワークの形成という結果だった。

2014年秋に開催した会員との意見交換会の席上で、本アンケートの結果を詳細に報告するとともに、策定した理念体系案を公開した。

＜アンケート実施概要＞

■アンケート実施時期：2014年7月28日～8月9日

■アンケート対象者：79名（代議員/役員/歴代会長/事務局長他）

回収45名（回収率57%）

■アンケート内容・方法：アンケート用紙の送付。送付にあたって補足説明を添付。

■アンケート結果：全体目標及び事業対象者層の集計結果の詳細については、学会ウェブサイトに掲載している『理念体系』巻末資料を参照されたい。

http://www.nkg.or.jp/pdf/hokokusho/nkg_rinen_2017-0407.pdf

1-4 どのように取り組んだか

取り組みの状況については、期ごとに紹介する。

■第1期 <2014年6月～2014年12月>

【理念体系プロジェクトのスタート：使命・学会像・全体目標の策定】

前節のような経緯を経て、2014年6月に常任理事を中心に「特定課題プロジェクトチーム」を発足させ、「学会の理念体系を考える」プロジェクトが始まった。プロジェクトでまず取り組んだのは、会員を代表する代議員・理事・監事をはじめとする会員へのアンケート調査の結果を踏まえ、本学会の使命（ミッション）、学会像（ビジョン）、全体目標（ゴール）を策定することだった。策定案は、同年9月及び10月に開催された意見交換会で会員に報告され、12月の理事会で承認された。

■第2期 <2014年12月～2015年5月>

【事業の再編成・中長期的視点に立った事業計画(概要)の策定】

その後、それらの目標を達成するための事業の全体像（事業再編成）及び中長期的視点に立った各事業の事業計画を、理事・監事の参画を得て策定した。事業再編成案及び各事

業の事業計画「2015-2019年度概要」案は、2015年3月及び5月の理事会で承認され、5月の春季大会で会員にも公開した。その後、代議員・会員から多種多様な感想や意見が寄せられた。

■第3期 <2015年9月～2017年3月>

【各事業の具体的な「事業計画2015-2019」の策定】

多くの意見を真摯に受け止めながら、2015年9月、本学会の事業を所掌する全委員会の委員長と全理事で構成する合同検討会議を新たに立ち上げ、具体的な事業計画の策定に着手した。現行の学会の運営に責任をもつメンバー全員の協働作業として2015-2019年度の事業計画案を作成し、理念体系の全体像の構築をめざした。

『理念体系』本冊は、3年度にわたって、プロジェクトメンバーが英知と時間と労力をかけて策定した本学会の理念体系の全貌を理解できるものとなっている。これを抛り所として、今後、2019年度まで、事業計画を実施に移していくことになる。

2. 理念体系の構成—使命・学会像・全体目標・方針

第1章の内容を踏まえて、公益社団法人としての本学会の存在意義と社会的役割を明確にする新たな理念体系の構築に取り組んだ。

理念体系は、本学会の使命、学会像、全体目標（事業・組織・財政の基本方針を含む）、そして、それらを達成するための中長期的視野に立った事業計画（組織・財政の実施計画を含む）の各項目で構成されている。以下のピラミッドは、それらの関係を示したものである。

第2章では、まず学会の使命、学会像、全体目標を提示する。

2-1 使命（ミッション）：「人をつなぎ、社会をつくる」

「使命」は、上記の標語（スローガン）と、それを説明する以下の表明文（使命の趣旨説明、ミッションステートメント）から構成される。

「学会は何のために存在するのか、学会が果たすべき社会的役割、責任とは何か、長期的視点に立って、最終的に達成したい根本的な目的は何かを示すものである。

国・地域を越えて人々が移動する今日のグローバル社会においては、異なることばや文化を有する人々を隣人として捉え、相互に理解しあい、尊重することが大切である。お互いの文化や考え方、価値観に対して、柔軟で寛容な態度、適応力、対応の仕方などを身につけられるような、共生の場づくりがますます重要になってきている。ことばは、その共生の場づくりになくしてはならないものである。

ことばの習得は、学習者と教師の双方にとって、異文化接触における自己イメージの創



出や、自己表現、また新たな価値観の創造や受容とも関わり、全人格的な変容あるいは成長の過程と見ることができる。そうした双方向のやりとりを通じて、異文化間におけるコミュニケーション力は、獲得されていく。すなわち、日本語教育は、学習者の日本語運用スキルの獲得に深く関係するのみならず、学習者を含む日本語話者が、お互いの文化や社会の行動及び思考様式を理解したり、共感したりすることにも関わっている。

このような多様化する社会や、そこで暮らす人々と密接に関係する学術研究と教育実践が、日本語教育学の領域であり、ことばのしくみ、ことばと文化、ことばと社会、ことばの習得など、広範囲の領域を基盤としている。なにより、ことばは、私たちが生きるための根源的な力である。日本語教育学会は、人の成長や、日本国内外の人と人をつなぐ、豊かな社会づくりにおいて大きな役割を果たすことをめざしている。」

2-2 学会像 (ビジョン) : 「共に集い、行動する学会」

前節で掲げた使命を果たすために、学会はどのような組織でありたいか、学会の将来像を示すものである。その趣旨説明は、以下のとおりである。

「日本語教育に関心のある人の研鑽の場として、情報や意見を自由に交換できる学会をめざすとともに、日本語教育の課題を解決するために行動する、社会的影響力のある学会となることを希求するものである。」

2-3 全体目標 (ゴール) ・事業 ・組織 ・財政方針

全体目標は、本学会の使命を実現させるために、具体的に何をめざして何をするのかを示すものである。これに基づき、事業 ・組織 ・財政についての基本方針が示されることになる。その全体目標を以下に提示しておきたい。

- ★日本語教育の学術研究を牽引し、研究者を育成する。
- ★日本語教育の実践の創造と深化を共有し、実践者の育成を図って、学習環境を整備する。
- ★日本語でコミュニケーションと相互理解を深め、人生を豊かにする。
- ★日本語でともに生きる豊かな社会を創造する。

2-3-1 事業方針 (事業目標 ・内容) (2015-2019 年度事業計画)

事業目標は、上記の全体目標を達成するために、中長期的視点に立って策定されるものである。そのために、事業目標を3本柱で示すことによって、事業内容をさらに具体化し、各年度の事業計画が策定しやすいような基盤作りを行った。以下に、3本柱とその内容を紹介する。

- | | |
|---------------------|--|
| I 日本語教育の学術研究を促進する | ・学術研究の質的向上をめざす
・多様な研究者のニーズに対応する
・社会的研究課題に挑戦する |
| II 日本語教育の実践を促進する | ・教育実践の質的向上をめざす
・多様な実践者のニーズに対応する
・多様な学習者のニーズに対応する |
| III 日本語教育の情報交流を促進する | ・日本語教育の社会的認知を高める |

- ・日本語教育の社会的環境づくりをめざす
- ・社会的課題の解決のために行動する

なお、事業の対象地域・対象者は、日本国内外の、日本語教育の研究者・実践者、日本語を学習する人、日本語を使用する人、日本語教育に関連する機関・団体、日本語教育の支援者、日本語教育に興味・関心をもつ人々とした。

2-3-2 組織方針

学会の使命・学会像の実現のための自律的、戦略的な組織・ネットワークを形成することが重要になる。したがって、学会の全体目標である学術研究・教育実践の発展に寄与するとともに、学会員各自の成長を実現する場として、魅力ある組織を創ることが肝要になる。学会員の多様な知財、人材を活かした研究成果に基づいて、社会に貢献し、社会的使命を果たすことができる学会の体制づくりに力を入れることは不可欠となる。そのために、常任理事・理事・各委員会委員長間の円滑な情報交流・意思疎通・連携を図り、理事の事業担当制を導入することにした。また、事業計画の策定の際に、必要に応じて理事・委員長全員で構成される合同検討会議体や複数の理事・委員長で構成される合同会議体を設置することになっている。同時に、各地域の支部活動を強化するため、その基盤づくりを推進していくことを掲げている。組織としての法令遵守（定款・諸規程・倫理等のコンプライアンス）、説明責任（会員を始め、社会に対するアカウントビリティ）、公明性を重視していくこととなる。

2-3-3 財政方針

原則として各事業は独立採算制をとることを基本とする（各事業に配賦される法人の運営管理費や事務局経費は除く）。事業経費は受益者負担を原則とし、支出超でも実施すべき事業は、その理由を明確にした上で実施することとする。事業のデジタル化、事務・会議等のデジタル化・効率化による事業支出の軽減を図り、寄附金獲得をめざした魅力的な事業企画と広報活動、寄附金の受皿づくりを行っていくこととなる。会員及び事業への参加者を増やすために、会員に関する規程・規則（賛助会員制度を含む）及び各種事業への参加費を見直し、施行している。

3. 事業・組織・財政の課題とアクションプラン

第2章で掲げたとおり、理念体系のピラミッドの頂点には、使命（ミッション）と、学会像（ビジョン）を置き、その下に、使命を実現するための学会活動の全体目標（ゴール）を設定した。さらにその目標を達成するための事業・組織・財政それぞれの基本方針（具体的な目標・内容・方法）を、全体目標等との整合性や一貫性をとりながら設定した。

以上の基本方針までの部分の承認を2014年12月の理事会で得た後、いよいよピラミッドの底辺をなす、具体的な事業・組織・財政の実施計画を検討する段階に入った。

この段階において重視したことは、改めて学会の現状に目を向け、そこから一歩ずつ大きな目標に向かって踏み出すことであった。

第3章では、第1章で述べた特別委員会の提言を踏まえて、学会の事業・組織・財政の現状における主要な課題と、それを解決するための方策について以下に述べる。これらの方策の骨子は、第2章で掲げた全体目標や基本方針に基づいて検討されたものであり、こ

れらの方策を念頭に、学会の事業の3本柱の下、9つの事業をあらためて編成し、各事業について2015-2019年度の事業計画を策定していった。

http://www.nkg.or.jp/pdf/hokokusho/nkg_rinen_2017-0407.pdf, pp.48-97

3-1 課題1：会員数・事業参加者数の拡充を図るための事業開発

- 1) 公益性の高い事業（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業）を実施する。従来の会員向けの事業にとどまらずに、より広く社会に寄与する開かれた事業を展開していく。事業の計画にあたっては、公益目的事業を審査する4つのポイントから各事業を見直す。
- 2) 学会の事業対象者（第2章）の多様なニーズに応えられる事業の再編を行う。
- 3) 個々の事業の実施にあたっては、各事業の主な対象者を明確にし、そのニーズに対応した魅力ある事業を実施する。
- 4) 次世代を担う研究者・実践者の育成につながる事業をめざす。

3-2 課題2：共通課題に対する事業間の連携と協働

- 1) 個々の委員会・事業では解決できない課題については、委員会間で連携して解決策を考え、協働する。
- 2) 学会全体として検討すべき課題については、課題別に関連する委員会で合同会議体を設置して討議し、連携して取り組む。

3-3 課題3：事業間の役割分担の明確化と効率化

- 1) 全国レベルの研究集会に成長した実践研究フォーラムと春秋の全国大会の重なりを調整するためにそれらを一本化し、研究と実践を対等に位置づけた全国大会を、委員会間で連携して創り上げる。
- 2) 研究集会事業を支部活動事業へと発展させ、より各地域に合った活動を奨励し、その役割を明確にしていく。

3-4 課題4：社会貢献度の高い事業の推進

- 1) 理念体系の策定にあたり、2014年7月に代議員他を対象に実施したアンケート調査で、学会が取り組むべき事業として上位に浮上したのがアドボカシー（社会的課題に対する働きかけ）や社会貢献事業であったことを踏まえ、学会の社会的役割を果たすために、「事業方針」（事業目標・内容）に掲げられた日本語教育に関わる「社会的課題の解決のために行動する」、「社会的研究課題に挑戦する」事業を新設し、所掌する常置委員会を設置する。
- 2) これからの日本の社会づくりや日本と海外の人々をつなぐ日本語教育が果たすべき重要な役割を認識し、日本語教育の社会的認知を高め、行動主体として社会に向けて発言し行動する学会をめざす。

3-5 課題5：ウェブサイトのリニューアルとIT化の促進

- 1) 不特定多数に向けた公益性のある開かれた事業を促進するために大きな役割を果たすウェブサイトを実格的に刷新し、多様なユーザーに対応できるものにする。

2) 事業の利便性、即時性、効率性を高めるために、各事業のデジタル化を積極的に推進する。

3-6 課題6：組織体制の強化

1) 常任理事・理事・各委員会委員長間の意思疎通を一層図るために、理事事業担当制を導入する。縦割りの委員会体制とは別に、事業を横断的にみる役割を理事が担う。

2) 地域の学会活動を強化するために、支部制を導入する。

3-7 課題7：収支バランスの改善

1) 本学会の収入の屋台骨といえる会費収入が、数年前から微減の状況が続いている。しかし、これまでのような収入減にあわせて事業規模を縮小する、という消極的方策はとらず、積極的方策への転換を図ることとした（財政検討委員会提言）。つまり、目標に向かって新たな挑戦をして、学会を活性化することにより、会員数や事業参加者数を増やし、財政状況を好転させることをめざすのである。合わせて会員に関する規程・規則（賛助会員制度を含む）についても見直し、賛助会員数の増加につなげる。大会等の事業への参加費を見直し、普通会员である学生に対して参加費の割引を行う。

2) 具体策として、まず2015-2016年度は、事業全体を見直して魅力的な学会をめざしたが、その一方で、ウェブサイトのリニューアル、マイページの導入、ウェブシステムの開発、新旧委員会での活発な討議等のための初期投資を行った。財政的には厳しい期間となったが、それらの大型投資や事業の移行が終了すれば収支バランスが改善され、さらに事業再編の成果が上があれば、2018年度以降、収益体制の挽回が期待できる。

3) 支出を節約するために、事務及び会議等のデジタル化・効率化による経費削減を図るとともに、魅力的な事業企画と広報活動による寄附金の獲得に取り組む。学会誌のデジタル化等で海外会員・海外投稿の増加を促すことに力を入れる。寄附金の獲得の方策については、寄附金取扱い規程を改定し、より積極的な寄附金の受け皿づくりを進める。

4) 原則として各事業の独立採算性（各事業に配賦される法人の運営管理費や事務局経費は除く）及び事業経費の受益者負担を原則として事業を実施する。ただし、各事業の目的を明確にし、支出超でも実施すべき事業は、その理由を明確にした上で実施する。

4. おわりに

本学会の先人たちがこれまで55年にわたって積み上げてきた礎の上に、いま私たちは、また新たな歴史を切り拓いていこうとしている。2017年度春季大会は、「新生学会」の幕開けを告げる大会として位置づけた。大会事業をはじめとして、今後全ての事業が、順次新たな試みに挑戦していくことになる。変革の過程では、様々なハードルが待ち受けているかもしれないが、一つずつ着実に乗り越えていきたい。

社会がさらにグローバル化する時代を迎え、人々の交流や協働、そして社会の創造にかかわる機会は一層重要になってきている。ことばは、私たちが生きるための根源的な力である。日本語教育は、人の成長や、人と人をつなぐ、豊かな社会づくりにおいて重要な役割を果たしてきたし、これからも必ずや果たしていくことだろう。新生日本語教育学会が、

これまでに培ってきた知財や人財を力に、さらなる光を放つことを願いたい。
(前・公益社団法人日本語教育学会会長，東京外国語大学)

A Fresh Start as a Public Interest Corporation: Reorganization and Action Plan for a New Era

ITO Sukero

This paper summarizes the efforts that culminated in the reformation of the Society for Teaching Japanese as a Foreign Language, and the nature of future activities. The Society acquired the status of a Public Interest Corporation on April 1, 2013. The following four years have been marked by a reconsideration of the principles of the Society and by a vigorous debate on the organization, operations and finances of the Society. In addition to its continuing role as a base of support for members of the Society, we have been aiming to build a foundation that will allow us to play a role in the transformation of Japanese society and of relations between Japan and other countries and regions. The four years of discussion have resulted in a document, “Organizing Principles; Mission, Vision and Goals; 2015–19 Operations Plan”, which clearly delineates the path forward for the Society, setting out how to maintain and improve the basis of its organization and finances, and providing a medium-term operations plan. It is expected that the principles and plans expressed in this document will help the Society to function as an organic whole, enabling each committee therein to achieve its purpose and fulfill its role, and result in an efficient synergy among related committees, cooperating in a perspective that takes in the whole breadth of the Society’s operations.

This paper is a revised version of the first three chapters of *Organizing Principles of the Society for Teaching Japanese as a Second Language*, published in March 2017.

(Tokyo University of Foreign Studies; Former President of The Society for Teaching Japanese as a Foreign Language)